

司法研修所での即日起案実施時（第73期集合修習A班）における
新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

(R 2.8.3 司法研修所)

第1 感染防止策の事前準備

1 「3つの密」の回避等

- (1) 教室においては、司法修習生同士の間隔を1メートル程度以上空けて着席させ、収容人数の50パーセント以下とした上、換気を励行するなどして、いわゆる「3密」を避ける。
- (2) ロビー等の共用スペースでは、間隔を空けて使用するようベンチ等に掲示をする。
- (3) エレベータの扉に搭乗人員や搭乗位置を制限する掲示をする。
- (4) 休憩時間においても多数で集合すること及び会話を控えるよう周知する。

2 衛生管理

- (1) 玄関（西館入口）、エレベータ前及び教室前等に消毒用アルコールを設置し、当該場所及びトイレに、マスクの着用とともに手洗いや手指消毒の励行を呼びかけるポスター等を掲示して励行させる。
- (2) 庁舎内の随所に感染防止策に関する注意喚起のポスター等（安全宣言等）を掲示して、感染防止を常に意識させる。
- (3) 自らが起案で使用するフロア以外のフロアや自教室以外の教室等には、やむを得ない場合を除き、立ち入らないよう掲示をする。

3 登退庁時の対策（時差登退庁等）

- (1) 和光市内の路線バスの混雑を招かぬよう、登退庁時刻に差を設けるとともに、徒歩又は分散しての集合・解散を奨励する。
- (2) 徒歩で登退庁する場合もマスクを着用し、周囲との距離を保ちながら整然と歩行するよう求める。
- (3) 電車や路線バス等の公共交通機関を利用する場合には、車内でのマスクの着用のほか、会話・発声を差し控えるよう求める。

第2 修習当日の対応策

1 登庁時等

- (1) 時差登（退）庁

以下のとおり登（退）庁時刻に時差を設け、決められた時間帯に分散して登（退）庁させる。

なお、班の割振りは別途司法修習生に通知する。

ア 早出班の登庁時刻：8時50分から9時20分までの間

退庁時刻：起案終了時から16時55分までの間

※起案実施時間：9時40分から16時25分まで

(11時30分から12時30分は昼食時間)

イ 遅出班の登庁時刻：9時40分から10時10分までの間

退庁時刻：起案終了時から17時45分までの間

※起案実施時間：10時30分から17時15分まで

(12時30分から13時30分は昼食時間)

(2) 検温等の実施

ア 司法修習生には日頃から体調管理に努めるよう求め、登庁前に自宅で検温するように指導し、発熱等の風邪症状がある場合は司法研修所への登庁を控えさせる。

イ 司法修習生から検温を実施していない旨の申し出を受けた場合には、企画第二課執務室前の廊下で検温を実施する。

(ア) 検温結果が37.0度未満の司法修習生に対しては、体調を確認した上で教室に向かわせる。

(イ) 検温結果が37.0から37.4度の司法修習生に対しては、平熱や体調等を確認した上で、別室（西館4階の階段教室及び中教室）で起案させる。

(ウ) 検温結果が37.5度以上の司法修習生に対しては、その場で帰宅するよう指示する。その際、同修習生に対し、即日起案の問題及び記録等を交付し、起案に関する詳細は担当教官に相談するよう指示する。

(3) マスクの着用

司法修習生がマスクを着用していない場合にはマスクの着用を促し、マスクを持参していない場合には、企画第二課企画係（以下「企画係」という。）においてマスクを配布する。

2 起案実施中の対応

窓と教室の前・後方の二つのドアは常に開放して換気を行う。職員は、毎時教

室に赴いて換気の状況を確認するとともに、ドアノブやエレベータボタン等の共用部分の消毒を適宜行う。

3 昼食

司法修習生には、食堂は利用できないので、昼食は各自持参し、原則として教室の自席でとるよう指示する。起案で使用するフロアにあるテーブル等を利用しても差し支えないが、間隔を空けて座り、会話は避けるよう掲示等で周知する。

4 売店・書店への対応

売店及び書店には、以下のとおり感染防止策を依頼する。

- (1) 店内では「3密」にならないこと、マスクの着用を徹底することの注意喚起ポスターを掲示する。
- (2) 動線の明示
- (3) レジ周りの飛沫感染防止対策（仕切り板等の設置）
- (4) 書籍の販売方法の検討（チラシを配布し、ネットでの注文販売を検討中）

5 退庁時

職員は司法修習生に対し、速やかに決められた退庁時間帯に退庁するようアナウンスをする。その際、マスクを着用し、周囲との距離を保ちながら整然と歩行するよう注意喚起する。

6 その他

- (1) 地方自治体や近隣住民に対し、感染防止策等をウェブサイトに掲載するなどして情報提供を行う。
- (2) 万一、司法修習生に新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、司法研修所は保健所と連携しながら迅速に対応するとともに、和光市や埼玉県に情報提供を行い、住民の不安を払拭するよう努める。

第3 司法修習生に対する事前の周知

司法修習生に対し、別添の「新型コロナウイルス感染防止策について」を事前に配布して周知する。

令和2年8月●日

第73期（A班）司法修習生

（東京、横浜、さいたま及び千葉） 各位

司法研修所事務局企画第二課長

新型コロナウイルス感染防止策について

一部の司法修習生について集合修習の即日起案を司法研修所で実施しますが、新型コロナウイルス感染症の感染を防止し、修習を円滑に実施するためには皆さんの御協力が欠かせませんので、即日起案当日は、下記の点に十分留意してください。

記

1 時差・分散登退庁

次のとおり登退庁時刻に時差を設けるので、決められた時間帯に登退庁する。

なお、班の割振りは、別途通知する。

(1) 早出班の登庁時刻：8時50分から9時20分までの間

退庁時刻：起案終了時から16時55分までの間

※起案実施時間：9時40分から16時25分まで

(11時30分から12時30分は昼食時間)

(2) 遅出班の登庁時刻：9時40分から10時10分までの間

退庁時刻：起案終了時から17時45分までの間

※起案実施時間：10時30分から17時15分まで

(12時30分から13時30分は昼食時間)

2 登退庁時の留意点

- (1) 和光市駅と司法研修所との間の路線バス内の混雑緩和のため、できる限り徒歩で登退庁する（経路は、別添「経路図（司法研修所案内図）」参照）
- (2) 徒歩で登退庁する場合もマスクを着用するとともに、周囲との距離を保ちながら整然と歩行するよう留意する。
- (3) 登退庁時に公共交通機関を利用する場合には、車内でのマスクの着用のほか、会話・発声を控える。

3 検温等の実施

- (1) 日頃から体調管理に努め、登庁前には自宅で検温する。発熱等の風邪症状がある場合は、司法研修所企画第二課企画係（以下「企画係」という。）に連絡して登庁を控える。
- (2) 自宅での検温をしていない場合には、登庁後直ちに企画係に申し出て検温を行う。なお、検温等の結果、帰宅又は別室起案を指示する場合がある。

4 マスクの着用と手洗いや手指の消毒の励行

- (1) 研修所構内ではマスクを着用するとともに、入館時や教室に入る際には手洗いや手指の消毒を励行する。
- (2) マスクを持参していない場合には、企画係においてマスクを配布するので、登庁後直ちに企画係に申し出る。

5 その他庁舎内の留意点について

- (1) 庁舎内においては「3密」を避ける対策を実施しているので、遵守する。
- (2) 自らが起案で使用するフロア以外のフロアや自教室以外の教室には、やむを得ない場合を除き、立ち入らない。
- (3) 喫煙所の利用は禁止する。
- (4) 給湯器の利用は禁止する。

6 昼食について

- (1) 食堂の利用は認めないので、昼食は各自持参し、原則として教室の自席でとる。
- (2) 起案で使用するフロアにあるテーブル等を利用して差し支えないが、間隔を空けて座り、会話は避ける。
- (3) 昼食のため敷地外に出ることは禁止する。

7 退庁時の留意点について

起案終了後は決められた時間帯に速やかに退庁する。
なお、退庁時も上記2記載の点に留意する。

別添 経路図

・和光市駅から徒歩で司法研修所までは、約25分（約2km）です。

案内図

司法研修所案内図

